

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年7月16日付けで行った児童手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

今回の決定は、何ら養育をしない母が、長男の居住の実態すらない〇〇市から児童手当を受給し続け、実際に養育している請求人が受給できない現状を容認するということなのか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 7 月 9 日	諮問
令和 2 年 9 月 1 0 日	審議（第 4 7 回第 3 部会）
令和 2 年 1 1 月 5 日	審議（第 4 8 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当の支給要件

法 4 条 1 項によれば、児童手当は、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む 2 人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であって、日本国内に住所を有するもの等、同条 1 項各号のいずれかに該当する者に支給するものとされている。

また、同条 4 項によれば、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合であって、当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、生計を同じくするものとみなすとされている。

そして、法 4 条にいう「住所」については、原則として、住民基本台帳に記載されていることをもって住所を有するものとして取り扱うものと解されている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」75 頁参照）。

(2) 認定手続

法 7 条 1 項及び 3 項によれば、児童手当の支給要件に該当する者

(法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様とされている。

法施行規則1条の4第1項の規定によれば、法7条1項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第2号(「児童手当・特例給付 認定請求書」)を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

法施行規則8条によれば、受給者が、転出(市町村の区域外に住所を移すこと。住民基本台帳法24条)の届出を行ったときは、法施行規則7条の規定による受給資格消滅の届出があったものとみなすとされている。

そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法7条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている(中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」110頁参照)。

(3) 認定及び支給

地方自治法245条の4に規定する技術的な助言に当たる「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」(平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第2・3・(2)によれば、児童手当等の認定及び支給は、原則として受給資格者の住所地(住民基本台帳によるものとする。)の市町村長が行うものとされている。

2 本件処分について

処分庁は、従前、請求人が長男に係る児童手当を処分庁から受給していたところ、母と長男が〇〇市に転出し、平成31年4月から母が

児童手当を受給することが判明したことから、請求人に対し、〇〇市における児童手当・特例給付の受給資格を喪失させたものと認められる。その後、長男の親権者は母になっているが、実際に長男と同居し、長男を養育しているのは請求人であるとして、請求人が処分庁に対し、児童手当・特例給付認定請求書により、本件請求を行ったことから、処分庁は、母が長男に係る児童手当を受給していることを〇〇市に確認した上で、本件請求は支給要件に該当しないと判断し、本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の規定に則って行われたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、実際に長男を養育している請求人が児童手当を受給できないのは納得できない旨主張しているものと解される。

確かに、請求人は、長男と同居し、生活実態は〇〇市にあるものと認められる。

しかしながら、長男の住民登録は〇〇市でされており、母が〇〇市から長男の児童手当を受給し続けていたことから、処分庁としては、請求人に対し、重複して児童手当を支給することができなかったことが認められる。

したがって、このような事情が認められたとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成